

第3回川口市立小中学校在り方審議会

議事録

●日時・場所

令和7年5月27日（火）13時30分～15時30分
第一本庁舎 601大会議室

●出席者・委員

◎石川 泰成	○松田 裕之	
菊地 美代子	望月 佳司	田原 浩之
本橋 克展	柳田 朗	清水 秀文
加藤 治		
(◎会長 ○副会長)		

●事務局

副教育長	大内 昌弘	教育総務部長	秋葉 知佳子
学校教育部長	丸山 陽一	教育政策室長	須江 明香
教育総務課長	五十川 三津子	庶務課長	高木 美季
学校保健課長	湯浅 禎之助	教育政策室主幹	小川 哲
教育政策室室長補佐	伊藤 孝典	教育政策室室長補佐	金杉 博美
指導課主任指導主事	川島 慎也	学務課副主幹	立花 義寛
教育政策室主任	荒川 真衣	学務課	石原 旨法

●会議の概要（司会進行：事務局）

1 開 会

（事 務 局）

出席委員が過半数に達しているため、川口市立小中学校在り方審議会条例第7条第2項の規定により、本審議会が成立していることの旨の報告。

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱に基づき、本審議会は公開とする旨の報告。
傍聴希望者が1名いることを報告。

2 資料説明

（事 務 局）

川口市立小中学校在り方審議会条例第6条第2項の規定により、石川会長が議長となり議事を進行する。

（石川会長）

次第2「資料説明」について事務局の説明を求める。

（事 務 局）

資料1から4について説明。

（石川会長）

資料の過不足を確認。

（委 員）

過不足なし。

3 議題

(石川会長)

次第3 議題「(1) 小中学校適正規模適正配置基本方針(令和8年改定版)の基準の設定について」事務局の説明を求める。

(事務局)

資料2及び資料4に基づき説明。

(石川会長)

「(1) 小中学校適正規模適正配置基本方針(令和8年改定版)の基準の設定について」の配付資料2-1から2-3に関する質問・意見はあるか。

(委員)

質問・意見なし。

(石川会長)

「(1) 小中学校適正規模適正配置基本方針(令和8年改定版)の基準の設定について」の新規に加える基準のア(配付資料2-5)に関する質問・意見はあるか。

(田原委員)

資料2-5に記載の新基準(案)は書面で公表されるものか。

「可能な限り小学校は同一の中学校区となることが望ましい」とあるが、通学にあたり利便性が高いのであれば、異なる校区となることは問題ない考える。例えば、「通学の利便性等を考慮しつつ、可能な限り小学校は同一の中学校区となることが望ましい」のように、柔軟な対応ができるようにしてほしい。

(事務局)

弾力的な対応を検討している。例えば、調整区域を設けることにより、指定校と通学の利便性を考慮した学校のどちらも選べるようにすることが良いと考えている。

(田原委員)

記載の新基準(案)では、一貫教育とするように捉えられる可能性がある。よって、通学の利便性を考慮しつつ弾力的に検討する旨を含めた文言に修正をした方がいいと感じる。

(石川会長)

弾力的な取り扱いが可能である旨が分かる記載への修正について、事務局で検討をお願いしたい。

通学区域に関する新基準（案）に関連し、中１ギャップについて、中学校の校長先生である柳田委員は意見があるか。

(柳田委員)

中１ギャップについて、朝日東小学校の生徒のうち、ごく少人数が元郷中学校に行くという状況であり、かわいそうであると感じている。

入学時に少数の子どもたちが大多数の子どもたちと一緒に、その状況に驚くことがないように、受け持っている十二月田中学校では校区内の全ての学校と連携し、様々な取り組みを行っている。

(石川会長)

学校現場からの本市の状況等について情報をご教授いただいた。

その他、発言はあるか。

(委員)

質問・意見なし。

(石川会長)

「(１) 小中学校適正規模適正配置基本方針（令和８年改訂版）の基準の設定について」の新規に加える基準のイ（配付資料２－６）に関する質問・意見はあるか。

(清水委員)

新基準（案）に「３０分以内で登校できる範囲が望ましい」とあるが、現状、通学距離の最も長い子どもは通学に何分程度要するのか。

(事務局)

小学校までの通学距離が最も長い場合は１．８ｋｍ程度、おおよそ３５分から４０分程度要する。市内を包括できるようにするためには３０分程度が望ましいと考えている。

(清水委員)

通学距離が長いということは、近隣に学校がないということであり、人数が少ない学

校であると推察する。よって、通学距離が長い子どもが指定校とは異なる学校への入学が認められた場合、より学校の小規模校化が進む懸念がある。

(田原委員)

この新基準（案）については、良いと判断している。

国の基準上では「おおむね1時間以内」とあるが、距離にすると4 kmから6 kmに相当する距離であり、子どもが歩くには長距離である。理想を言えば通学距離は短いほど良いが、実情を踏まえると記載の30分以内・1.5 kmが妥当であると考えている。

(望月委員)

「おおむね30分以内」という通学時間について、良いと思う。

しかし、通学距離については、直線距離で1.5 kmまたは2.0 kmとなっているが、実際は真っ直ぐに進むことはできない。国道や外環の長い歩道橋を渡ることも想定されるため、安全面でのケアを要する。通学途中の様々な交通状況や安全状況、雨や雪といった天候を考慮した上で、30分以内という通学時間を目指すと良いと感じる。

(石川会長)

近頃、子どもたちの通学の列の中に車が突っ込むといった事故があり、安全に関する意識は非常に重要である。よって、通学に長距離を歩かせることについて、慎重な意見が多いと感じる。

新基準（案）における、「中学校では…(略)…自転車による通学なども工夫することが望ましい」の記載について、発言はあるか。

(加藤委員)

以前から、神根中学校や戸塚西中学校では自転車通学を認めている。

自転車通学が認められる距離の基準と安全対策について確認したい。

(事務局)

自転車通学の可否については、学校が取り決め、許可をしている。現状、自転車通学を許可している中学校は、戸塚中学校、戸塚西中学校、北中学校、神根中学校の4校と把握している。4校のいずれも学区の一部が2 kmの範囲を越えている状況であり、そのような中学校は自転車通学を認めている。また、4校の他、学区の一部が2 kmを越えている中学校が芝地区にあるが、その学校では自転車の通学を認めていない状況である。

通学の基準と安全対策は、今後の方針や再編計画が定まってからの課題になると考えている。

(清水委員)

来年から道路交通法が非常に厳しくなることから、自転車通学における従前のリスクと今後のリスクは変化すると考えている。

道路交通法に違反すると処罰の対象になる可能性もあることから、今後は交通安全に関する教育についても十分に行ってほしい。

(石川会長)

新基準（案）の３点目における「各学校において安全対策を十分行い」という記述は抜かすことができないと感じた。

新規に加える基準のア及びイについて、文言の修正等はあるものの、内容についてはお認めいただけたと受け止めて良いか。

(委員)

異議なし。

(石川会長)

新規に加える基準のウ（配付資料２－７～９）について、川口市が現状あるいは今後抱えていく可能性がある課題が３つ示された。

１つ目は、特別支援教育・外国籍児童生徒について、今後も増加傾向が続く見通しであること。

２つ目は、学校の施設更新および公共施設の複合化等について、既存の施設設備の老朽化に関する問題が浮上する可能性があること。

３つ目は、小中連携・一貫教育について、この考え方を適正配置基本方針で使う可能性があること。

この３点を加えることについて、意見はあるか。

(本橋委員)

まず、特別支援教育・外国籍児童生徒について、特別支援学級に在籍する児童生徒は毎年増加傾向である。また、外国籍児童生徒に関しては、今後さらに増加が見込まれる中で、通常の学級数を考慮した上での対応は柔軟性が求められると考えている。このように特別支援教育・外国籍児童生徒が増加する状況に応じて、学校の先生等についても柔軟な対応が可能なものか伺いたい。

小中連携・一貫教育について、一貫校は、示されている資料２－１並びに資料４－４及び４－５を見ると、小中の連携という面でのメリットが大きい印象を受ける。それに

対し、学区がある中で、一貫校への入学を希望しても、必ずしも叶わないのが現状である。一貫校以外の小中学校では、一貫校のようなメリットが得られないと受け取られてしまうことから、一貫校以外の小中学校においても同様の教育連携がある旨の周知を行い、公平性を保つ必要がある。一貫教育とそれ以外の小中学校の接続の間に違いが生まれないよう、全体の構成ができると良いと感じる。

一貫校でない小学校と中学校の連携について、考えを教えてください。

(事務局)

学級数については、国が示す適正規模の基準でも通常学級の学級数をもとに作成していることから、本市においても、通常学級をもとに基準を作成する。特別支援学級については、現在の設置率を下げないよう考慮しつつ、適正配置を検討していく。

外国籍児童への指導については、細かな推計を出すのは難しいものではあるが、現在、川口市総合計画の改訂の作業中であり、その中で人口推計を算出していることから、関係各課と連携・共有を図りたい。加えて、外国籍児童の増加が児童生徒数に影響を与えている学校、そうでない学校のいずれもあると認識している。

一貫教育については、一つの小学校と一つの中学校で一貫した教育を推進していくイメージを考えている。現時点においても、複数の小学校の生徒が入学してくる中学校については、校区の小学校と連携を進めており、このような場合は小中連携にあたるものと考えている。現時点では本市に存在しないものの、学校再編を進めるにあたり、一つの小学校と一つの中学校がタイアップするような一貫型の小学校中学校は想定される。その中には、9年間を見通して、学習カリキュラムを組んでいく義務教育学校というような考え方も生まれるということを、この基本方針の中にも位置づけられるように整理したい。この文言の整理については、さらに検討を重ね、お示ししたいと考えている。

(本橋委員)

小中連携は複数の小学校から中学校へ上がるにあたり連携すること、一貫教育は一つの小学校から一つの中学校に上がるにあたって一貫して教育を行うことという認識で間違いないか。例えば、上青木小学校と上青木中学校は非常に近い場所に立地しており、資料4-4に記載されているイメージ3に該当するように感じる。資料4-4に記載されているイメージは、いずれも一貫型という理解で間違いないか。

(松田副会長)

本橋委員の質問について、小中連携の教育と小中一貫の教育の言葉の響きを考えたときに、保護者としては、一貫教育の方が成果を上げるカリキュラムを作っており、小中学校の連携は既に行われている取り組みと捉えられてしまうことを踏まえた上での質問と認識している。

小学校1校と中学校1校の場合に、一貫教育にあたるのかという疑問がある。小学校1校と中学校1校でも小中連携となる場合も考えられ、一貫教育は9年間を見通した教育を行っているような印象を受ける。基本学区により進学する中学校が決められているため、一貫の学校に行けるかについては、保護者は選択することはできない。よって、一貫教育の言葉の使い方については気を付けなければ、こちらの意図と異なる捉えられ方をする可能性がある。

連携教育では、小学校及び中学校で具体的にどのような取り組みを行っているか、市民や保護者の理解を促す必要があると感じる。適正配置基本方針に入れていくことは必要になると考えている。

(望月委員)

義務教育学校とは、資料を見たところ新たなスタイルの学校であるように感じるが、現在の小学校及び中学校を義務教育学校と広義で言っているものか。義務教育という言葉は、非常に分かりにくいと感じる。

(事務局)

義務教育学校というのは、1人の校長が小学校課程6年間と、中学校課程3年間、義務教育の合計9年間の期間を1つの教育課程で行う新たな学校種のイメージである。小中一貫校は、それぞれの学校に校長がおり、十二月田小学校・中学校や上青木小学校・中学校のように隣同士や校区が同一であることにより、小学校と中学校で連携教育を一層進めていく形である。義務教育学校は、新しい学校種というようなイメージで捉えてほしい。

また、義務教育学校については、次回の7月の審議会で、具体的に説明したいと考えている。次回、改めて説明する時間を取らせてほしい。

(石川会長)

教育と直接関わらない方にとって、用語の難しさがあると感じている。よって、一般の市民に示した際に、このような質問があることは間違いない。事務局への要望として、それを踏まえた上で、丁寧に説明できるような工夫をお願いしたい。

あくまでも、適正規模適正配置に関連して小中連携一貫教育のことを考えるものである。

そのことが分かるような説明を望みたい。

(清水委員)

外国籍児童生徒への教育について、既存の学校に配置するのではなく、外国籍の子どもに向けた学校をつくるという考え方はないのか。

(事務局)

外国籍の子どもについては、日本語を理解することができれば、通常学級に通うのが原則である。よって、日本語教育に力を入れる必要はあるものの、外国籍の子どもに向けた学校をつくることは考えていない。

(加藤委員)

新規に加える基準のウ（配付資料２－７～９）の３つを加えることについては賛成だが、川口市は特別支援学級が全校にあるわけではないため、他の地域から学区を越えて通っている子どももいることかと思う。

今後、特別支援学級の全校配置の見通しがあるか教えてほしい。

(事務局)

特別支援学級の全校配置の要望があるということについては認識している。

しかし、適正規模適正配置の内容とは異なることから、あくまでも適正規模適正配置の考え方の一つとして示していきたい。

(石川会長)

ウ その他（学校施設更新及び公共施設との複合化等について）に関するご意見はあるか。

(菊地委員)

教育委員会だけでなく、市民生活部等との連携は行っているか。市民から、役所は縦割りであり、横の連携がとれていないとの声が挙がっている。

適正規模適正配置に関して検討を進める際に、他部局への意見の聴取等しているか。

(事務局)

総合計画の改定の時期でもあることから、人口統計について市民生活部との連携を図っている。

加えて、適正規模適正配置については、施設の老朽化の問題等も関わることから、少なくとも教育局内の連携を確実に図っていきたい。

(石川会長)

新規に加える基準のウ（配付資料２－７～９）の３つについて、基本方針に加えることについて、意見はあるか。

(委員)

意見なし。

(石川会長)

(2) 現行基準の修正・削除(配付資料2-10及び2-11)について、意見を伺いたい。

まず、「ア 学校規模の分類」(配付資料2-10)では、国の基準では18学級となっているところ、新基準(案)では小学校、中学校ともに現行方針と同様に12から24学級としており、より川口市の実態に合わせて規模を維持するという説明であった。丁寧により本市の現状を捉えた上で、示されていると感じている。

次に、「イ 学校の存置を検討する基準」及び「ウ 適正規模に改善するための検討を開始する基準」(配付資料2-11)では、適正規模に改善するための検討を行う基準を削除するのではなく、少しでも早く状況を察知し継続して検討するため、当基準は残した方がいいという前回の意見を汲んでいただいたものと思っている。

(石川会長)

「ア 学校規模の分類」について、国が示す学級数の基準は、日本全国の様々な条件を勘案した上で算出している。川口市は、市独自の現状に合わせて、より良い子供たちの教育環境を整えていくため、これまでの基準を踏襲するものと考えている。

また、「イ 学校の存置を検討する基準」及び「ウ 適正規模に改善するための検討を開始する基準」については、教育委員会が確実にデータを集めることで、早くに着手し、継続検討していきたいとのことである。

この2つの方向性については、ご了承いただけるということでよい。

(委員)

異論なし。

(石川会長)

配付資料2-12は、以上の内容をまとめたものであることから、今までの意見を反映し、事務局から改めて示していただきたい。

それでは、議題の「(1) 小中学校適正規模適正配置基本方針の基準の設定について、第1号議案について」を終了する。

(石川会長)

次第３ 議題「(２) 中間報告に掲載すべき内容について」事務局の説明を求める。

(事務局)

資料３に基づき説明。

(石川会長)

まず、審議内容の確認について、これまでの審議経過の内容をまとめ、意見を反映させたものと思う。「①これまでの審議経過について」(配付資料３－２から３－４)に記載されている委員の皆様のご発言について、内容に問題がないか確認をしてほしい。

また、「今後の検討内容について」(配付資料３－５)にある中間まとめは、議会や関係機関へ周知する重要な材料になるとのことであるため、それを念頭に置き、ご発言内容を精査してほしい。

何か意見はあるか。

(田原委員)

配付資料３－４の上から５点目について、「義務教育学校や小中一貫校などについては…(略)…良い。」とあるが、個人的には良いという印象は受けなかったことから、一つの意見であることを認識してほしい。

(石川会長)

あくまでも適正規模適正配置について審議した内容である。

義務教育学校や小中一貫校の良し悪しを検討するものではないことから、その旨が分かる表現としてほしい。

「①これまでの審議経過について」は、他に意見はあるか。

(委員)

意見なし。

(石川会長)

「②今後の検討内容について」(配付資料３－５)で、スケジュール及び今後の検討内容が示された。

令和８年１月には第２回の中間報告のまとめがある。また、パブリックコメントも実施するとのことで、適正規模適正配置に関する話題が市内にも広がるものと思われる。

何か意見はあるか。

(委員)

意見なし。

(石川会長)

「③市立幼稚園の在り方について」(配付資料 3-7)の審議に移るにあたり、方向性案として示されている 3 案に関する意見をいただくということで問題がないか、事務局に確認したい。

(事務局)

そのようにお願いしたい。

(石川会長)

示されている 3 案について意見はあるか。また、3 案以外にも案があれば、教えてほしい。

(本橋委員)

私は、私立幼稚園や認定こども園で組織している協会を運営しており、市立幼稚園の在り方について協議を行ってきた経緯があるため、協会内での協議内容を踏まえて、意見を述べたい。

まず配付資料 3-7 の上部に記載されている「市立幼稚園の現状」に記載のとおり、2 園の市立幼稚園は公的な立場での重要な役割を果たしており、私立の立場として敬意を表するところである。

市立幼稚園の運営費については、民間であれば破綻しているような状況であるため、就学前の 3 歳から 5 歳の子供たちに関しては、民間の幼稚園・こども園・保育園への移行を大きな柱として考えてほしい。県内の他自治体において、市立幼稚園を廃園し、民間へ移行するという取り組みを行っている事例もある。

ただし、中核市という多くの人口を抱える市では、存在そのものの意義を視点として持つておく必要がある。それを踏まえ、ここ数年における各家庭の就労状況、家庭環境の変化等を勘案し、就労家庭のこどもたちへの幼児教育を行うため、民間幼稚園・こども園・保育園へのシフトを検討してほしい。

「市立幼稚園に関する評価・意見」にあるとおり、支援を必要としている子どもたちが増加しているが、現場の実情として教員の加配は難しく、療育を受けながら幼稚園へ

通う子どもがいる状況である。そのような子どもたちの受け皿としての役割を市が担ってほしいという思いがある。

方向性案としてAからCが示されているが、A案の2園存続というのは運営費の推移等から考えて難しいため、B案またはC案が良いと考えている。私立と公立でそれぞれの役割を認識しながら、それぞれの立場でできることを進めることで、共に子育ての支援を行っていききたい。

(石川会長)

様々な知見に基づき、ご意見いただいた。本橋委員の意見は、廃園を見据えながら2園統合からを行うというもので間違いないか。

(本橋委員)

市立幼稚園の園児数が少なくなっている中で、仮に南平を廃園した場合、民間でもその役割は担うことができると思っている。

市立では、支援を要する子どもたちの受け皿を担ってほしい。

(石川会長)

教育委員会等の判断になるが、公的な立場で担うものもあることから、一概に全て廃園するという話ではない。

しかし、財政的に逼迫している状況、園児の数や充足率を考えたときに、運営を継続するにあたって、市民の理解を得るのは難しいと感じている。

一方、特別な支援を要する児童やその家族の状況を考えると、2園を廃園にしてしまうことについては、いかがなものかと思う。

3案の中では、Bを選択しつつ、引き続き検討を重ねるのが良いと考えている。

(本橋委員)

幼稚園という名称を残すと、幼稚園の認可の基準等を踏まえた運営が必要となることから、幼稚園という位置づけではなく、発達支援的な機能を持つ施設という位置づけでの運営の検討をお願いしたい。

(清水委員)

特別な支援を受けられる場所がなければ、市民としては苦しい状況である。特別な支援が必要となる子どもの人数は分からないが、特別支援の小中学校に加え、未就学児も含めた支援の体制ができるのであれば、市民からの納得が得られると感じている。

現在の市立幼稚園については、おそらく私立と教育内容が同一であるため、特別な支

援が必要な子どもの受け皿を検討してほしい。

(望月委員)

南平幼稚園の卒園式に行った際に、卒園生が20人を下回っており、子どもの少なさに驚いた。外国籍と思われる子どもが、うち1／4から1／3はいた。また、建物も築50年と古かった。

特別な支援を要する未就学児や外国籍の子どもは、公立の幼稚園を選ぶ傾向があるのか伺いたい。

また、運営にお金は要するが、おそらく2園のうち1園でも廃園すれば、その流れで市立幼稚園を全て廃園とする流れになる可能性が高い。その場合、需要が生じたとしても、運営を再開することは難しい。

加えて、南平幼稚園に刃物を持って人間が入ってきた場合、ボタンを押すと、すぐ隣にある元郷中学校から教職員が来る体制となっており、防犯の連携が素晴らしいと感じた。

(事務局)

特別な支援・配慮が必要な子どもの状況について、昨年度の調査時点では、2園の在園児83人のうち、特別な支援が必要な子どもは20人程。うち、外国籍等で日本語の習得に困難がある子どもが10人程であった。

私立から入園を断られ、市立に来るというケースもある。特別な支援・配慮が必要な子どもの受け入れにあたっては、特別支援教育支援員・アシスタントティーチャーを配置し、対応している。

(菊地委員)

A～Cの3案の中で審議を行うものか。抜本的な改革についての意見でも問題ないか。

(事務局)

A～C以外についても、意見があればお聞かせ願いたい。

(菊地委員)

特別な支援を求める声が多く聞かれる。支援が行き届いてないという声も聞くことがあるため、市の予算をそのようなところに充当してほしい。よって、幼稚園という名称ではなく、別の名称とした上で、特別支援の受け皿となる園とするのが良いと考えている。

(石川会長)

市立幼稚園に関する評価をいただきつつ、必ずしもA～Cの中で議決するという事ではないと考えている。公的なサービスとして、支援を必要とする児童や家族の受け皿の機能となることが共通する要望であると受け止めている。

(事務局)

今回、市立2園の方向性としてAからCの3案を示したが、市立幼稚園に求められる在り方が変わりつつあると感じた。大人の働き方が変化する中で、幼児教育としての側面だけではなく、特別な配慮が必要な子どもへの支援などの福祉的な側面も必要とのご意見を各委員よりいただいた。幼児教育並びに子育て支援に加え、困難を抱えた子供をどのように支援するかについては、政策的な話になると捉えている。

中間報告でご意見が示されれば、それを踏まえて引き続き検討する。

4 事務連絡

(事務局)

第2回審議会議事録については、修正や追加があれば伝えてほしい。

次回、第4回審議会、7月30日水曜日13時30分

場所、市役所第1本庁舎6階601会議室

次回、審議いただく内容は、第1回中間報告の内容について、ご意見を頂戴し、また審議をお願いしたい。

5 閉会